

報告 1 号

議案第 6 9 号

長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 2 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第4 学校医等の項中「（その額が 222,000円を超えるときは、 222,000円）」を削り、「 360,000円」を「 378,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

教育委員会事務局保健給食課

事 項	説 明				
1 改正の理由	学校医及び学校の産業医の報酬額を見直すことに伴い、改正するもの				
2 改正の内容	<p>(1) 学校における健康診断等について、学校医が受ける報酬額の上限（222,000円）を廃止する。</p> <p>(2) 学校の産業医が受ける報酬額を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="523 757 1366 848"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1校につき年額 360,000円</td> <td>1校につき年額 378,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（以上別表第4関係）</p>	改正前	改正後	1校につき年額 360,000円	1校につき年額 378,000円
改正前	改正後				
1校につき年額 360,000円	1校につき年額 378,000円				
3 施行期日	公布の日から施行する。				
4 審議状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) 法規審査委員会の決定</td> <td style="text-align: right;">5月16日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁議の決定</td> <td style="text-align: right;">5月20日</td> </tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	5月16日	(2) 庁議の決定	5月20日
(1) 法規審査委員会の決定	5月16日				
(2) 庁議の決定	5月20日				

長野市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後				改正前						
○長野市特別職の職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第24号 別表第4（第10条関係）				○長野市特別職の職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第24号 別表第4（第10条関係）						
	職名	報酬年額	報酬月額	報酬日額		職名	報酬年額	報酬月額	報酬日額	
	長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）第2条第1項に規定する委員	略				長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）第2条第1項に規定する委員	略			
保 育 所 医 師	略	略				保 育 所 医 師	略			
学 校 医 等	内科医 歯科医	1 担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,500円を加算した額とする。				学 校 医 等	内科医 歯科医	1 担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,500円を加算した額（その額が <u>222,000円を超えるときは、222,000円</u> ）とする。		
		2 略						2 略		
	耳鼻咽喉科医 眼科医	1 担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額108,000円（戸隠				耳鼻咽喉科医 眼科医	1 担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額108,000円（戸隠			

改正後		改正前	
	<p>地区、鬼無里地区、信州新町地区及び中条地区内の学校において、当該地区の医師会以外の医師会に所属する医師が担任する場合は、年額161,000円)とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,500円を加算した額とする。</p>		<p>地区、鬼無里地区、信州新町地区及び中条地区内の学校において、当該地区の医師会以外の医師会に所属する医師が担任する場合は、年額161,000円)とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに8,500円を加算した額(その額が222,000円を超えるときは、222,000円)とする。</p>
	2 略		2 略
学校薬剤師	略	学校薬剤師	略
産業医	1校につき年額 378,000円	産業医	1校につき年額 360,000円
職員健康管理医	略	職員健康管理医	略
消防団員	略	消防団員	略
その他の特別職の職員	略	その他の特別職の職員	略
備考 略		備考 略	